

8. 会社を離れるときに

8-1. 仕事を辞めたらハローワークへ

Q：どうなる？こんなトラブル！

パートの勤務時間を増やしたら、「雇用保険料」が毎月給料から天引きされるようになりました。パートでも仕事を辞めたら「失業給付」がもらえるのかなあ？

A：これがルール！

次の要件を満たせば、勤め先企業や労働者の意思にかかわらず、原則として雇用保険に入ることになります。

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- ② 31日以上引き続き雇用されることが見込まれること

雇用保険に入っていると、ハローワークで手続きすることで「失業給付(基本手当)」その他のいろいろな手当が支給されます。

■雇用保険の失業給付とは

雇用保険の失業給付とは、雇用保険の被保険者が、倒産、定年、自己都合などにより離職したときに、失業中の生活を心配しないで新しい仕事を探し、1日も早く再就職するために支給されるものです。

なお、雇用保険の給付の中には、育児・介護休業中に賃金がもらえない場合に支給される「育児休業給付」「介護休業給付」や、60歳以上の労働者を対象とした「高年齢雇用継続給付」、厚生労働省が指定する教育訓練を受けた場合に費用の一部が支給される「教育訓練給付」など、失業しなくても受けられるものがあります。

■失業給付を受けるためには

パート・アルバイト、契約社員、派遣社員などの雇用形態にかかわらず、1週間の所定労働時間が20時間以上で、31日以上引き続き雇用されることが見込まれていれば、原則として雇用保険の被保険者になります。

そして、雇用保険の被保険者が失業給付を受給するには、次の2つの要件を満たす必要があります。

- ① ハローワークに行って求職の申込みを行い、就職しようとする積極的な意思があり、いつでも就職できる能力があるにもかかわらず、本人やハローワークの努力によっても就職できない「失業」の状態にあること。
- ② 離職前の 2 年間に、11 日以上または 80 時間以上働いた月が 12 か月（企業側の理由により離職した場合、企業側の都合またはやむを得ない理由で契約の更新がされなかった場合は、離職前 1 年間に 11 日以上または 80 時間以上働いた月が 6 か月）以上あること。

これらの要件を満たせば、およそ給料の 5 割～8 割（60 歳～64 歳については 4 割 5 分～8 割）が支給されます。

支給される期間は、被保険者期間、年齢、離職理由、障害の有無などにより異なり、90 日～ 360 日となっています。

■ 離職したら住所地のハローワークへ

失業給付の手続きは、勤めていた企業がしてくれるものではなく、本人が行います。

仕事を辞めたら、企業から渡された雇用保険被保険者証、離職票などの必要書類を持って、あなたの住所を管轄しているハローワークに行きましょう。受給要件、受給金額、受給期間などには細かいルールがありますので、わからないことや疑問点は、ハローワークの窓口で相談してください。

また、被保険者の要件を満たしているのに、勤め先が雇用保険に加入させておらず、被保険者になっていなかったといったトラブルがしばしば起こっています。

このような場合、被保険者の要件を満たしている証拠があれば、遡って雇用保険が適用される制度があります。こちらも、詳しいことはハローワークに相談してください。